平成２３年（フ）第４３号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目19番16号
債務者　株式会社響
代表者代表取締役　村平　和則
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞野　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後１時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４９号
横浜市港北区篠原町1005―19―302、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座２丁目12番３号
債務者　株式会社デライトエンターテイメント
代表者代表取締役　峰島　辰雄
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮　　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後３時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５号
埼玉県深谷市畠山227番地２
債務者　株式会社ポットベリー
代表者代表取締役　冬澤　光樹
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下三佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前10時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６号
埼玉県深谷市畠山227番地１
債務者　株式会社ジーナジャパン
代表者代表取締役　冬澤　光樹
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下三佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前10時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４９号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根前谷地26番地１
債務者　有限会社小野寺製作所
代表者代表取締役　小野寺広人
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　瑞彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後１時30分
盛岡地方裁判所第２民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１８２号
福岡県田川郡福智町伊方3287番地２
債務者　竹下　朝男
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年５月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第８号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手2731番地
藍屋住宅104号室
債務者　宮園　睦郎
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小関　正信
4　破産債権の届出期間　平成23年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
愛知県刈谷市恩田町２丁目153番地２　市営恩田西住宅Ｄ棟205号、旧住所愛知県刈谷市広小路４丁目209番地１
債務者　矢島　明治
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　　守
4　破産債権の届出期間　平成23年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年５月16日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７号
滋賀県東近江市上大森町1068番地６、前住所福岡市博多区千代２丁目21番１―505号
債務者　サロンドクレールこと　山田　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多賀　安彦
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４４号
神奈川県秦野市萩が丘９番25号
債務者　坂本　昌穂
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関本　和臣
4　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１号
徳島県三好郡東みよし町加茂1878番地３
債務者　新名　道博
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶野　正寛
4　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第１０号
岩手県一関市字沢148番地、前住所岩手県一関市狐禅寺字山田318番地６
債務者　藤原　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　恒之
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第６号
福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野618番地
債務者　中島　丈裕
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　正之
4　破産債権の届出期間　平成23年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２６号
滋賀県甲賀市信楽町江田932番地１、前住所滋賀県湖南市石部南２丁目11番１号
債務者　黄瀬　孝亮
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永芳　　明
4　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５４１号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字上満27番地の３
債務者　久徳　伸二
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原顕太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部